

答 申

第 1 審査会の結論

本件審査請求に係る公文書公開請求について、その全部を却下とした決定(以下「原決定」という。)は、妥当である。

第 2 請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が、札幌市情報公開条例(平成 11 年条例第 41 号。以下「条例」という。)第 6 条第 1 項の規定に基づき行った公文書公開請求に対して、札幌市教育委員会教育長(以下「処分庁」という。)が行った、当該請求の全部を権利濫用につき却下するとする原決定のうち次の部分の取消しを求めるというものである。

(1) 平成 16 年 7 月 13 日付け請求(以下「請求 A」という。)

札幌市教育委員会総務部(以下「総務部」という。)及び同学校教育部(以下「学校教育部」という。)の平成 15 年度予算のうち、以下の事業に係る予算総額を示す資料、 予算執行に係る見積書、発注票、納品書及び領収書(以下「帳票類」という。)、 予算計画書及び決算報告書

ア 総務部予算

- ・教育委員報酬
- ・教育委員会管理費
- ・小学校及び中学校それぞれに係る教材管理費、用地取得造成費、増改築費、施設改修費、設備整備費
- ・学校給食費

イ 学校教育部予算(以下、上記アと合わせて「追記部分」という。)

- ・教育センター運営管理費
- ・教職員人事管理費
- ・その他学務費
- ・中学校教育振興費
- ・高等学校教育振興費
- ・学校保健費

(2) 平成 16 年 7 月 29 日付け請求その 1

総務部の平成 15 年度予算に係る 予算総額を示す資料、 予算執行に係る帳票類、 予算計画書及び決算報告書

(3) 平成 16 年 7 月 29 日付け請求その 2(以下、上記(2)と合わせて「請求 B」という。)

学校教育部の平成 15 年度予算に係る 予算総額を示す資料、 予算執行に係る帳票類、 予算計画書及び決算報告書

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の主たる理由は、審査請求書、意見書及び意見陳述での主張によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 大量膨大であるとする事への疑義

請求A及び請求B（以下これらを「本件請求」という。）を却下した主たる理由として、処分庁は、これら本件請求に係る対象公文書の量が大量膨大であることを挙げている。しかしながら、その主張に対しては、以下のとおり反論する。

ア 過去の請求からの推量

審査請求人が平成15年度に行った「学校教育部における平成9年度から平成14年度までの予算配当額、当該配当予算の帳票類、集計表等その他2件」の公文書公開請求（以下「学校教育部に対する過去の請求」という。）に対して公開された学校教育部の文書量は、1年度あたりファイル4冊程度であった。これを踏まえれば、本件請求の対象とした平成15年度の学校教育部が保有する文書量が、過年度の場合とは異なり、極めて膨大であるとは考えられない。

また、原決定を受理した以降である平成16年10月に行った「平成15年度札幌市教育委員会総務部管理課に配当された予算並びに当該予算の執行に係る見積書、発注票、納品書、領収証及び決算報告書」の公開請求（以下「管理課文書の請求」という。）に対し、公開された対象公文書は、ファイル3冊程度であった。処分庁における総務部管理課以外の各課についても、保有する文書量は同程度であると推察される。

さらに、審査請求人がこれまで行った他の公開請求に対する処分庁の対応をみると、処分庁は、ほとんどすべての公開請求について、対象文書が大量であるとして延々と2ヶ月以上にわたって決定期限を延長しているが、そのような過程を経て実際に公開される文書は、わずか10枚余に過ぎなかったという例もある。

イ 具体の説明がないこと

処分庁からは、対象公文書について、大量膨大であると抽象的には聞かされたが、それがどの程度の量かという説明はなかった。

(2) 協議の結果

請求Aは、当初、事業名を特に指定した請求内容ではなかったが、請求書提出時に居合わせた処分庁の情報公開担当者（以下「処分庁担当職員」という。）からの大量膨大につき請求範囲の限定を求めるとする要請を受けて、追記部分を加筆することによりこれに応えたものである。

そして、当該請求は、その場において処分庁担当職員の上承を受けて受理されたものであり、審査請求人及び処分庁の十分な話合いの結果に基づく請求内容である。

(3) 決定期限の延長

本件請求に係る対象公文書が大量膨大であるとするならば、処分庁は、条例第12条または第13条の規定により、決定期限の延長手続きを行い、

対応すべきであり、他の公開請求に対してはそのように取り扱っている。

(4) 他の理由

ア 不正隠し等

本件請求を却下することに表されるように、処分庁は、総務部の保有する文書のうち同部管理課以外の課が保有する文書について、公開を頑なに拒否する姿勢を取り続けている。

これは、処分庁担当職員が総務部所属につき自らの課に係る請求を拒もうとしているものであり、また、このような姿勢に対して、処分庁が不正の発覚を恐れているものとの疑念を持たれても仕方のないことである。

イ 文書管理の不備

さらに、審査請求人が、管理課文書の請求に係る公開実施の際、立会人である総務部管理課職員に聞いたところによれば、本件請求に関し、処分庁が総務部管理課以外の課の保有する文書の公開を拒否する本当の理由は、総務部の文書管理が不備のため、文書が所在不明となっており、公開請求に対応できないためというものであった。

そうであるならば、処分庁は、大量膨大だという事実と異なる理由を持ち出さず、文書を探索するので時間が欲しいと正直に説明するべきだ。

3 請求Bの提出趣旨

本件請求のうち、請求Aは、上述のとおり、処分庁との協議の結果として、当初請求予定の範囲を半分から3分の1程度に絞り込み、提出したものである。しかしながら、処分庁は、当該請求について対象公文書がなお大量膨大であることを理由に公開を拒否してきた。

このような対応には納得がいかないもので、当初意図していた請求内容により改めて請求することとし、請求Bを提出したものである。

第3 諮問庁の主張要旨

1 本件請求

請求Aと請求Bの相違点は、請求Aでは追記部分に挙げられた事業の指定があることに對し、請求Bには特にその記載がないことである。

審査請求人は、請求Aについて、当初、追記部分の記載がない状態で提出しようとしたが、これに当該追記部分を加えて請求Aとした。そして、請求Bは、当初提出しようとしていた請求Aと同一の内容であり、処分庁が請求Aに対する公開決定等を何も行っていないうちに提出されたものである。

このような経緯を踏まえると、請求Bは、追記部分により一度変更した請求Aの内容を何らかの理由により当初のものに戻したものであり、このことから、本件請求は、同一の請求趣旨に基づく一連の請求行為ととらえるべきである。

したがって、処分庁は、本件請求を一連の請求行為としてとらえ、原決定を行ったものである。

2 対象公文書及びその量等

(1) 対象公文書

本件請求のうち「帳票類」に関して、処分庁が公文書として保有するものは、発注票を除く、見積書、納品書及び領収書である。

そして、審査請求人の請求趣旨を推認したところ、帳票類の請求に対応する対象公文書は、支出負担行為伺書又はこれに準じて処理された起案文書のうち、見積書、納品書又は領収書のいずれかが添付された個々の文書（以下「対象支出関係書類」という。）を指すと考えられる。

ところで、総務部及び学校教育部の予算は、札幌市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）において執行する予算（以下「事務局執行予算」という。）と、札幌市立学校、すなわち札幌市が設立した小学校、中学校、高等学校、養護学校、幼稚園（以下「学校」という。）の各校において執行する予算（以下「学校執行予算」という。）とから成る。このうち学校執行予算は、年度当初に個々の学校に対して配分され、当該各校において執行される予算であり、その対象支出関係書類は、原則として、予算を執行した当該各校において保管されている。

このことに関し、請求Aの受理時に審査請求人に確認したところ、当該請求の対象には、これら学校執行予算に係る対象支出関係書類はすべて含み、追記部分は事務局執行予算に関する指定であるとしており、請求Bについても、その提出経緯から同様であると考えられる。

なお、請求Aに関し、追記部分として指定した事業のうち「小学校及び中学校教材管理費」は実在しないが、これは、小学校運営管理費及び中学校運営管理費並びに小学校教材等購入費及び中学校教材等購入費を指すものであると解する。

(2) 文書量

上記(1)より、本件請求中請求Aについて、学校執行予算に係る対象支出関係文書だけに着目した場合であっても、その文書量は、札幌市の文書保存箱（縦31センチメートル、横70センチメートル、奥行き15センチメートルのダンボール箱。以下「文書保存箱」という。）に換算して、約500箱をとなり、当該文書を積み上げた場合の厚さは、単純に計算すると約150メートルになると推定される。

請求Aでは、この他に事務局執行予算に係る対象支出関係書類も対象となり、追記部分による事業の指定がない請求Bにおいては、文書保存箱にして約700箱、積み上げた文書の厚さは、約210メートルになる。

(3) 作業量

本件請求に対応するとした場合、学校執行予算に係る対象支出関係書類の公開実施に係る作業を例示すると、まず、全学校から対象支出関係書類を事務局に収集して作業に当たるため、延べ600人を超える学校職員を動員することとなり、各学校との連絡、計画的な搬入の調整のほか、狭あいな事務局内に長期間保管する場所を確保すること等の作業が生じる。

次に、収集した上記の書類に事務局執行予算の分を加えた文書のそれぞ

れについて、一行又は一語ごとに公開・非公開を検討し、整理をして決裁を受け、決裁後、非公開部分について、その大きさに合わせて黒色の目隠しテープを切り取り貼付することとなるが、その作業を行うのは、学校執行予算に係る文書についても各学校の職員ではなく、すべて事務局の総務部総務課学校経理係（以下「学校経理係」という。）の職員である。

学校経理係は、各学校から日々送付されてくる大量の支出負担行為伺書に係る支出審査の処理等を担当しており、当該係が処理する支出命令書の件数は、例えば、平成15年度における学校執行予算に係る分だけをみても約6万6千件となっており、これは、いわゆる企業会計や区での執行分を除いた本庁部局全体の約3割に相当する。

すなわち、学校経理係の職員は、このように恒常的に繁忙な通常業務と並行して公開実施に係る処理作業を行うこととなり、その負担の程度に関していえば、過去に計10校を超える対象支出関係書類についてこれを行った際、条例第13条に規定する公開決定等の期限の特例を適用して対応せざるを得なかったという実績がある。

そして、本件請求はすべての学校を対象とするとしており、当該請求に対応するとした場合の学校経理係の負担は、過去の実績とは比較にならないほどの大きさであることは明らかであり、当該係の通常業務への支障は回避できるものではない。

さらに、本件請求ではこのほかに事務局執行分も含むとすることから、事務局総務部及び学校教育部職員は、請求Bを例とすると文書保存箱700箱、厚さにして約210メートルにと推定される量の文書について、公開実施に係る作業を通常の事務と並行して行うこととなる。

これらの負担が総体として過大であることは明らかであり、通常事務への支障は、回避できないものと考えられる。

さらに、経費面においても、本件請求に対応するとした場合、試算では諸経費を含めて処分庁総体で約1,450万円を超える。

以上のとおり、これまでの公開請求に対応した実績を踏まえ、本件請求は、大量かつ膨大な請求であり、この対応により通常事務に著しい支障を及ぼすことは明らかであると判断したところである。

3 審査請求人との協議等

(1) 請求Aへの追記

提出当初の請求Aは、追記部分による事業の指定がなかったことから、文面どおりに受け取ると、当初予算で合わせて約345億円となる総務部及び学校教育部当初予算の執行において発生する文書のうち、そのほとんどを占める対象支出関係書類のすべてについて公開を求めるとするものであり、その文書量が極めて大量膨大であることが明らかであった。

このことから、当該請求の提出を受けた際、立会していた処分庁担当職員が、審査請求人に対して請求範囲の限定について協力を要請した。これに対して、審査請求人は、市政刊行物コーナーに配架されていた資料を参照しながら、総務部は13件、学校教育部に関しては6件の事業名を選択

して追記部分とし、これを請求 A としたものである。

しかしながら、追記部分について審査請求人に確認したところ、それは事務局執行予算に関する指定であり、各学校に配分した学校執行予算については「全部だ」として特に請求範囲の限定をしないものであることから、請求 A の対象公文書の総量は、なお膨大であることに変わりはなく、したがって、当該追記部分の加筆は実効性がないに等しいものであった。

このことを審査請求人に説明し、事務局執行予算の特定費目に限ることや対象とする学校の指定その他請求範囲の実質的な限定について協力を求めたが、審査請求人からは、「どのような文書があるか不明につき、該当するすべての文書の公開を求める」として、これを拒否された。

(2) 検討の要請

請求 A が膨大な請求であり、処分庁がこれに対応することは極めて困難であり、また、このような請求内容のままでは、審査請求人にとって当該請求に係る請求目的を効率的・効果的に達せられるものとは考えられないことから、時間及び労力の点において審査請求人及び処分庁双方の負担を改善する方策を見出すため、改めて協力を要請することとした。

そして、このような処分庁の見解と公開実施に係る処分庁の作業内容を説明するとともに、学校執行予算に係る対象支出関係書類の量が文書保存箱にして約 500 箱に至ることを明示したうえで、請求 A に係る請求内容の再検討、審査請求人が繰り返している同一内容の公開請求及び審査請求の検討等についての要請（以下これらを「請求 A に係る検討の要請」という。）を記し、回答期限を設定して、請求 A を受理した 3 日後である 7 月 16 日付け文書にて審査請求人に依頼した。

(3) 請求 B を併せた検討要請

請求 B の内容は、請求 A の追記部分以外の事業も含む総務部及び学校教育部全体に係る対象支出関係書類の公開を求めるものであり、追記部分のあった請求 A の文書量を上回るものである。

公文書公開請求の窓口である行政情報課からの連絡によると、請求 B を受理するにあたり、当該請求が請求 A と内容が重複することを審査請求人に伝えたが、審査請求人から特に請求 A を取り下げるとする申出はなかった。

このように、請求 A に係る検討の要請に対して回答がなく、また当該請求に対する公開決定等を行っていないところに、請求 B が提出されたものである。

これを受けて、再度、請求 A に係る検討の要請と同様の趣旨による文書を 8 月 5 日付けで送付したが、当該文書に対する審査請求人からの回答も、口頭、文書等を問わず一切得られなかった。

以上のとおり、本件請求に関して、審査請求人から実質的な協力は一切得られなかった。

4 一連の請求行為

審査請求人は、処分庁に対して、本件請求までの過去2年間に80件を超える公文書公開請求を行っており、その多くが、保存期間中であるすべての過年度文書を対象とするような多数大量の文書の公開を求めるものである。

また、過去に自らが行った公開請求とまったく同一の公開請求や、不服申立てに対する裁決の対象となった事案と重複する内容の公開請求を、審査請求人自らが意図的であると発言しながら繰り返して行っている。なお、本件請求も、他に類似した内容の請求を行い、その処分に対する不服申立てに係る裁決をまだ行っていないうちに提出されたものであり、また、本件請求の処分に対する審査請求の提出以降にも、本件請求と同様の請求を重ねて行っている。

さらに、請求の頻度については、1件の公開請求に係る公開実施を待つことなく、次々と新規の公開請求書を提出することが常であると言っても過言ではない。

その一方で、処分庁が公開実施に向けて現に処理中である事案を、自らが請求していることを失念して重ねて請求したり、一の公開請求について、決定期限の延長がされているのか、公開決定等の通知書を受理したのか、あるいは既に公開実施済みであるのか等を、処分庁が当人に送付した公開決定通知書の控えを見せるなどして指摘するまで理解しなかつたりしたことも少なくなく、審査請求人は、自らが行った公開請求の進捗状況を適正に管理していない。それどころか、そのような進捗状況を把握困難にさせる事態を作り出しているのは、次々と提出される公開請求の処理に追われている処分庁の対応が遅いせいだとしている。

公開の実施に当たっても、毎回、処分庁を誹謗・中傷する発言をするばかりでなく、処分庁と協議のうえで定めた日時を直前になって取り止めることを幾度も行ってきた。

5 過去の請求における文書量等

審査請求人が意見書において言及した過去の請求における文書量について、以下のとおり主張する。

学校教育部に対する過去の請求に係る公文書は、文書保存箱で100箱を優に超え、その閲覧には約2ヶ月を要しており、また、管理課文書の請求において公開した公文書は、文書保存箱約20箱を超える量であった。

このように、審査請求人が過去に示した過去の請求における文書量は、その意図するところは不明であるが、事実とは著しく異なっている。

6 諮問庁の結論

条例第4条において利用者の責務の規定が置かれている趣旨は、公文書公開請求権（以下「公開請求権」という。）が無制約に認められるものではないことを示すものであると解する。

そして、公文書公開制度（以下「公開制度」という。）の適正な運用のため、公開請求者は、必要の範囲で協力に応じるべき場合も当然にあり得ると考える。

この点について、本件請求は、請求Bで見ると、文書保存箱700箱程度

に及び文書の公開を求めるとするものであり、その対応が困難であることから、結果として請求趣旨に応えることも難しいことは、過去の対応実績から明らかであり、審査請求人にもこのことを再三説明し、協力を要請してきている。

しかしながら、審査請求人は、上記3のとおり、これを拒否し続けるとともに、請求Aに付加するかのように請求Bを提出するなどして、本件請求に係る協力は得られず、さらに時間をかけても得られる見込みもなかった。

諮問庁は、公開制度が請求の目的及び用途を問わず、また誰が請求者であるかも問わないことを基本とするものであることは十分認識しているところではあるが、これら本件請求に係る経緯、上記5に象徴される審査請求人の主張及び審査請求人による一連の請求行為とを併せ考えると、少なくとも本件請求に係る審査請求人の請求目的は、何か特定の情報を求めるものではなく、公文書公開請求という手段を用いて処分庁に大きな負担を強いることにあるとみなさざるを得ない。

したがって、本件請求は、条例の趣旨、目的を著しく逸脱したものであり、審査請求人の本件請求に係る公開請求権の行使は、当該権利の濫用であることから、一般法理における権利濫用に該当し、その請求のすべてが認められないとして、却下すべきものとする。

第4 審査会の判断

1 併合審査

本件審査請求は、3件の公開請求に係る処分に対するものであるが、同一の請求人から提出された関連の深い内容の公開請求及びそれらに対する一連の対応結果であることから、当審査会は、これらを併せて調査審議することとした。

2 公開請求権の性質等

条例は、その第1条において、市民に対して公開請求権を設定することにより、市民の参加と監視の下にある公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とすると規定している。

また、条例第3条において、実施機関は、公開請求権を十分に尊重して条例の解釈及び運用を行うものとするとして規定されているとおり、この権利は、市民の権利として尊重、擁護されるべきものであることは言うまでもない。

一方、公開請求権は、このように公共的な性質を持った請求権であり、また、条例により設定されたものであることから、その権利行使は、あくまでも条例の趣旨・目的に則って適正に行使されるべきものである。条例第4条は、これを踏まえた規定と考えられる。

そして、実際の公開制度は、市民と実施機関とが、このような公開請求権の重要性と公共的性質の両側面からの要請にそれぞれが適正かつ誠実に応えることによって、公正かつ円滑な運営が可能となるものであると考える。

これを踏まえると、仮に公開請求権の行使を制限せざるを得ない場合があるとすれば、それは、かかる公開制度の公正又は円滑さを確保しつつ公開請

求権の行使を認めることが事実上不能ないし著しい支障があるとするやむを得ない事由がある場合に限られるというべきである。

当審査会は、本件請求における上記のやむを得ないと認めるに足る事由の有無について、処分庁が本件請求にすべて対応しなければならないとした場合に、かかる作業が処分庁の業務遂行に及ぼす影響がいかほどであるか、また、本件請求から原決定までの間、請求者と処分庁との協力が適正に行われたか、その他本件請求に係る影響を処分庁に負担させることが条例の趣旨・目的に照らして適当ではないとして酌むべき事実があるかを検証することにより、総合的に判断することとする。

3 本件請求

(1) 対象公文書の量

ア 対象支出関係書類

本件請求のうち、諮問庁が対応困難であるとして強調しているのは、予算執行に係る帳票類の請求内容に対応する公文書、すなわち対象支出関係書類の公開を求めるとする部分であると解せられる。以下、このことを中心として検討する。

総務部は、札幌市教育委員会において学校等教育施設の運営管理、設備整備、教材購入費、私立学校等補助金等を所管する部署であり、また、学校教育部は、就学援助、学校教育指導等主として学校教育のソフト面全般を所管する部署であり、当該二つの部を合わせた平成15年度当初予算の総額は、約345億円である。

諮問庁の説明によると、これらの予算は、大別すると事務局とそれぞれの学校において執行されており、このうち各学校において作成された支出負担行為伺書は、事務局において支出命令の手続がとられた後、当該各校に返送され、保管されることとなっているので、学校執行予算に係る対象支出関係書類は、当該執行を行った各学校に保管されているという。

また、これら対象支出関係書類の量は、1年度あたり小学校で文書保存箱1箱又は2箱、中学校でおおむね2箱であり、学校全校の保有分を集めると、500箱程度になるとしている。さらに同様に、事務局執行予算に係る対象支出関係書類は、総務部で約100箱、学校教育部では80箱程度であることから、本件請求のうち請求Aにおける対象公文書の量は、文書保存箱にして少なくとも500箱を超え、請求Bにおいては、同様にほぼ700箱になるという。

この文書量については、処分庁がこれまで複数の中学校や総務部又は学校教育部の特定の課に係る対象支出関係書類を公開したときの実績に基づく推計とのものであり、そうであるとする、当該主張は、おおむね妥当と考えてよいと認められる。

一方、このように文書量が大量膨大であるとする諮問庁の主張に対して、審査請求人は、当人による過去の公開請求で公開された文書量を根拠として、疑念を抱いている。このことについてみると、学校教育部の事務局執行予算に係る1年度分の経理関係文書が、審査請求人が主張するようにフ

ファイル数冊程度であるとするは、その予算規模からはにわかに考えがたく、また、総務部管理課の文書量をもって総務部全体の文書量を押し量るとすることに関しても、たとえ同一実施機関の同じ部に属する課であっても、発生及び保有する公文書の量は、所管する業務により大きく異なり得るものであることを考えると、少なくとも審査請求人の主張をもって直ちに諮問庁の主張が事実とかい離していると認めることはできない。

これらのことから、本件請求に係る対象公文書は、相当に大量膨大であると認められる。

イ 処分庁の負担

対象支出関係書類の公開に係る作業量について、事務局執行予算に関しては、札幌市情報公開審査会に対する諮問第48号において当該内容に一部共通する調査審議を行っており、その際に諮問庁が提出した試算を本件請求にも援用すると、職員1人が他の通常業務のほかに1日当たり4時間、時間外勤務により当該作業を行うとした場合、延べ15ヶ月を要することとなる。また、学校執行予算に係る対象公文書については、保管先からの集約等、事務局執行予算とは状況は異なるものの、単純にその量から上記の試算を当てはめた場合、延べ40ヶ月を要するものとなる。

また、諮問庁の説明によれば、本件請求に係る処分庁の作業は、事務局執行予算分を事務局職員が行うことはもとより、学校執行予算に係る対象支出関係書類に係る作業についても、事務局の学校経理係の職員がすべて行うこととなるという。

すなわち、公開実施に向けた作業は、相当に膨大な対象公文書のうちの3分の2は、保管場所である市内の300を超える学校から事務局へ集約し、その作業のすべてを事務局において行い、特に特定の係がその大部分を担わざるを得ないというものであり、その負担は、相当膨大であると認められる。

ウ 決定期限の延長による対応

ところで、条例は、公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、その第13条において、公開決定等の期限を特例として延長することができることを定めている。

しかし、本件請求のように決定期限を延長しても相当長期にわたる影響が生じる場合の対応方法については、条例が規定上想定していたとは必ずしもいえないと認められる。

以上のことから、本件請求は、その対象公文書が膨大であり、また処分庁の負担も相当に大きいものと認められる。

そして、その取扱いについては、処分庁は他の公開請求の場合と同様に直ちに条例第12条または第13条の規定により決定期限を延長するなどして対応すべきであるとは言い切れず、請求者と実施機関とにおいて請求内容に係る協力が行われることが望ましい事案であると認められる。

(2) 双方の対応の経緯等

ア 重複する内容の請求

審査請求人は、請求 A というそれ自体相当大量な公文書の公開を求めながら、当該請求に対する公開決定等が行われない 2 週間程度の中に、また、請求 A に係る公開決定等の取扱いについて処分庁に特に確認をすることもなく、請求 A をすべて包括し、かつ、それをさらに上回る内容の請求 B を提出した。そして、請求 B 提出時において、請求 A と重複が多いことを指摘されてもなお請求 A を取り下げたり、請求 B の内容を訂正したりもしなかった。

審査請求人が、後述するとおり、少なくとも請求 A に係る文書量が相当に膨大であることを知り得る立場にあったこと、請求 A の取下げ等をせずに請求 B を重ねて提出したのは意図的であると審査請求人が自ら認めていることを踏まえると、本件請求に係る請求行為は、条例の趣旨・目的に照らし、適正であるとはいえない。

イ 双方の対応

まず、審査請求人は、請求 A の追加部分は、処分庁との協議結果に基づくものであり、また、対象公文書の量についても大量であるというだけで、具体的な説明はなかったと主張している。

これについて、諮問庁は、請求 A は、受付時点で追記部分として特定の予算費目を別途書き足したものの、対象公文書がなお大量であることに変わりはないことを口頭で説明したが、その場での協議は合意に至らずに打ち切りとなり、また、大量であるとする具体の説明については、文書に記載している旨を主張する。

これら双方の主張に関して、当審査会が、請求 A に係る検討の要請の文書を見分したところ、「総務部及び学校教育部は、市立学校に対して学校の運営管理に当たるための予算を配当しておりますので、(中略) 全校となると、500 箱を超える文書量になってしまい、(以下略)」という記載を確認した。

当該要請の文書が、当然ながら請求 A の受理後に送付されたことを踏まえると、追記部分を付記した請求 A が、その提出の時点において双方の合意に基づく内容であったとは認められない。

このことから、請求 A の追記部分を加えたことは、外形上は処分庁の要請に応じたとみなすことができなくはないとしても、実質的にはその趣旨をくんだ協力であるとまでは認められない。

また、当該要請の文書により、審査請求人は、本件請求に係るおよその文書量について知り得る状況にあったと認められるが、このことについて処分庁と協議した事実もうかがえない。

そして、審査請求人の主張によると、請求 A をさらに上回る内容である請求 B は、請求 A に対する検討の要請を受け取ったことに起因して提出されたものであることから、結果においても当該要請に対する協力があったとは認められず、また、請求 B についても協力した事実は認められない。

上記のことから、処分庁が本件請求の効率的達成のため、少なくとも 2

回、文書において状況を説明し、協力を求めた一方で、審査請求人がこの協力要請に応じたと認めるに足る事実は存在しない。

4 総合的判断

これまでみたとおり、本件請求の対象公文書は非常に大量であり、この対応に係る処分庁の負担は総体として大きいものである。また、請求 A から請求 B に至る間隔及び経緯も、異例と言わざるを得ない一方で、審査請求人が処分庁の要請に適切に応じた事実はない。

また、本件請求の内容は、仮に、審査請求人に探索等の目的があり、ある程度網羅的な請求内容とせざるを得ない事情があるとしても、例えば、事業概要から特定の事業名を指定し、加えて学校についても名称または所在地の区を指定するなどして公開請求をし、その公開実施後に、不足であれば改めて対象公文書を追加請求したりすることも可能である。

このように考えると、公開請求権が上記 2 でみたとおりの性質を有するものであり、かつ、公開制度を運営する実状において、特別の人員配置又は予算措置等には限度があることを併せ考えると、公開制度の公正かつ円滑な運営を確保するためには、請求者及び実施機関双方において、条例の趣旨・目的に則った適正かつ誠実な対応が求められるところ、審査請求人の本件請求に係る行為は、明らかにこれに反するものであり、処分庁の事務遂行能力を著しく損なう状況をもたらすものであると判断せざるを得ない。

以上により、本件請求に係る権利行使は、外形上は適式な公開請求ではあるものの、その内実は、条例の趣旨・目的を著しく逸脱し、また、社会通念上、相当性を欠くものであるから、権利の濫用に該当すると言わざるを得ない。

5 結論

本件請求は、公開請求権を濫用したものであるとして、その請求の全部が認められない。

よって、第 1 のとおり判断する。

第 5 審議経過

次表のとおり。

年 月 日	審 査 経 過
平成17年1月27日	諮問書及び実施機関の非公開理由説明書を受理（札幌市情報公開審査会）
平成17年4月11日	審査請求人に諮問庁の非公開理由説明書を送付するとともに意見書の提出を要請
平成17年5月11日 （第1回審査会）	事案の概要説明
平成17年6月15日 （第2回審査会）	審査請求人から意見聴取及び諮問庁から事情を聴取
平成17年7月1日 （第4回審査会）	審 議
平成17年7月20日 （第5回審査会）	審 議
平成17年8月31日 （第6回審査会）	審 議
平成17年9月16日 （第7回審査会）	審 議
平成17年12月13日 （第8回審査会）	審 議
平成17年12月28日	答 申

八幡委員は、本件事案に係る調査審議を回避し、参加していない。